

本市の国民健康保険の状況

問合先／本庁保険年金課国保グループ
(内線2841)

国民健康保険(以下「国保」)は、県と市町村が共同で運営している保険で、現在本市全体の2割強の方が加入者(被保険者)です。

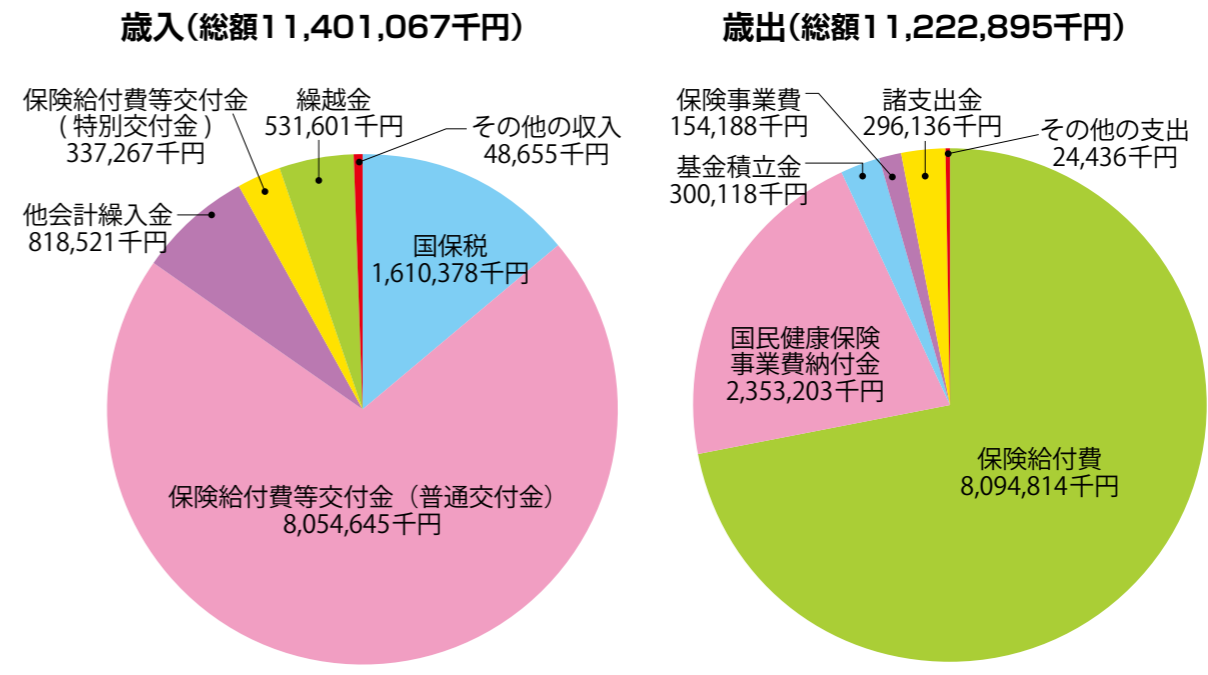
近年、被保険者の高齢化や景気の低迷などにより、国保税は減収傾向です。

一方、被保険者の1人当たり医療費は増加しており、国保は大変厳しい財政運営を強いられています。

国保事業特別会計の平成30年度単年度収支の見込み額は、9531万円の赤字となっております。国保に掛かる経費は、国などからの補助金と被保険者からの保険料によって賄われています。今後も医療費は、ますます増えることが予想されます。

医療費が増えると、国保の財政圧迫により国保税の引き上げにつながります。医療機関を受診する際は、適正な受診を心掛けましょう。

1 国保事業特別会計<歳入・歳出>(平成30年度決算見込み額)



2 国保事業特別会計の推移<単年度収支の状況>

各年度決算額(H30年度は決算見込み額) 単位：千円

区 分	H28年度	H29年度	H30年度
① 歳入総額	13,865,599	13,886,772	11,401,067
② 歳出総額	13,520,601	13,355,170	11,222,895
③ 収支差引(①-②)	344,998	531,601	178,172
④ 基金繰入額(*1)	0	2,673	0
⑤ 財政支援繰入額(*2)	250,000	250,000	42,000
⑥ 前年度繰越金	111,219	344,998	531,601
⑦ 基金積立金	146	147	300,118
⑧ 公債費	0	0	0
⑨ 単年度収支(*3) (③-④-⑤-⑥+⑦+⑧)	△ 16,075	△ 65,923	△ 95,311
⑩ 基金残高	200,665	198,139	498,257

(*1) 国保事業特別会計の財源を補うために、本市が積み立てている国民健康保険基金を取り崩し、当該特別会計へ繰り入れを行った額です。
(*2) 本市の一般会計(市の一般的な事業に係る会計)から国保事業特別会計へ財政支援を行った額です。
(*3) 当該年度(単年度)の歳入から歳出を差し引いた額で前年度繰越金や赤字補てんのための繰入金などを除いた額です。

すぐにできる医療費の適正化! 「ジェネリック医薬品を利用しましょう。」

3 国保の加入者数と国保税

平成30年度の被保険者数は、年間平均で2万88人となり、前年度より761人、約3・7%減少しました。

これは、主に75歳到達による後期高齢者医療制度への移行によるものです。なお、本市の人口に占める国保の加入割合は約21%となっています。

また、これに伴う国保税の収納額(現年課税分)については約14億8334万円で、前年度より2464万円、約1・6%の減少となっています。

5 かかりつけ医・薬局を持ちましょう

活を見直し、医療費を有効に使うことが大切です。

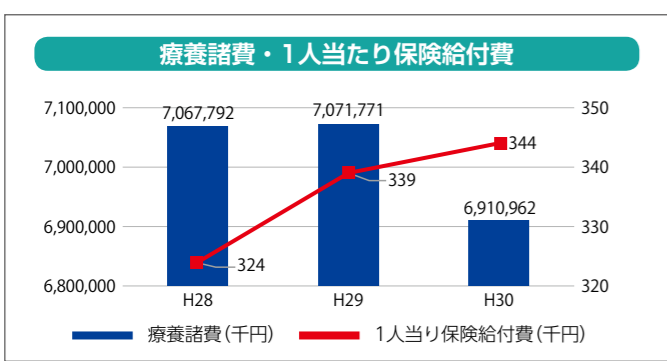
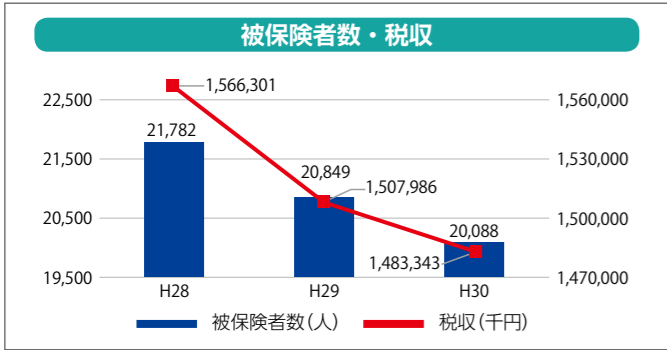
日常的な診療を行ってくれる身近なお医者さん「かかりつけ医」は、あなたが何でも気軽に安心して相談できる力強い「健康パートナー」です。あなた自身と家族の健康のために、身近に「かかりつけ医」を持ち、普段の健康管理や日常的な病気の治療の場合は、その「かかりつけ医」で受診しましょう。また、患者は、どこの病院にかかっていても、処方箋があれば薬局を自由に選ぶことができます。いつも利用す

4 療養諸費と1人当たり保険給付費

平成30年度の本市国保における療養諸費の総額は、約69億1096万円で、前年度より1億6081万円、約2・3%減少しました。

一方、1人当たりの保険給付費は、約34万4千円で、前年度より約4844円、約1・4%増加しました。

加入者一人一人の負担を減らすためにも、日頃の生



6 早めに特定健診を受診しましょう

本年4月に国保に加入している40歳から74歳までの方に、特定健康診査(以下「特定健診」)の受診券を発送しています。

特定健診は、生活習慣病の原因となるメタボリック症候群(シンドローム)に着目して行う健診です。要介護状態の原因となる心筋梗塞や脳卒中など命にも関わる深刻な病気を未然に防ぐことにもつながります。

本年は、11月30日(土)まで、指定の医療機関で受診することができます。早めの受診を心掛けましょう

7 交通事故などに遭ったときは、必ず届け出ましょう

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合も、国保で受診することができます。その場合は、必ず本庁保険年金課に連絡をし、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

なお、第三者行為が原因の医療費は、本来加害者が負担すべきものです。国

8 国保税は納期限内に納めましょう

国保税が未納で再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差し押さえなどの滞納処分を行う場合があります。

また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証や、医療機関で受診の際に一時的に窓口で全額自己負担(10割負担)していただく被保険者資格証明書が交付されます。

災害、失業、病気、その他の事由により国保税を納期限内に納めることができない場合は、早めに収納課へご相談ください。

「こんなとき国保は使えません」
勤務中や通勤途中での事故、飲酒運転などの不法行為、加害者と示談が成立した交通事故など
保では一時的に医療費を立て替えて、後日加害者に請求しますが、届け出がなければ請求することができないため、国保が医療費を負担しなければならなくなります。
*第三者行為となるもの
交通事故や傷害、他人が飼っている犬にかまれた、他人の落下物に当たった、傷害事件に巻き込まれたなど